

資料 2

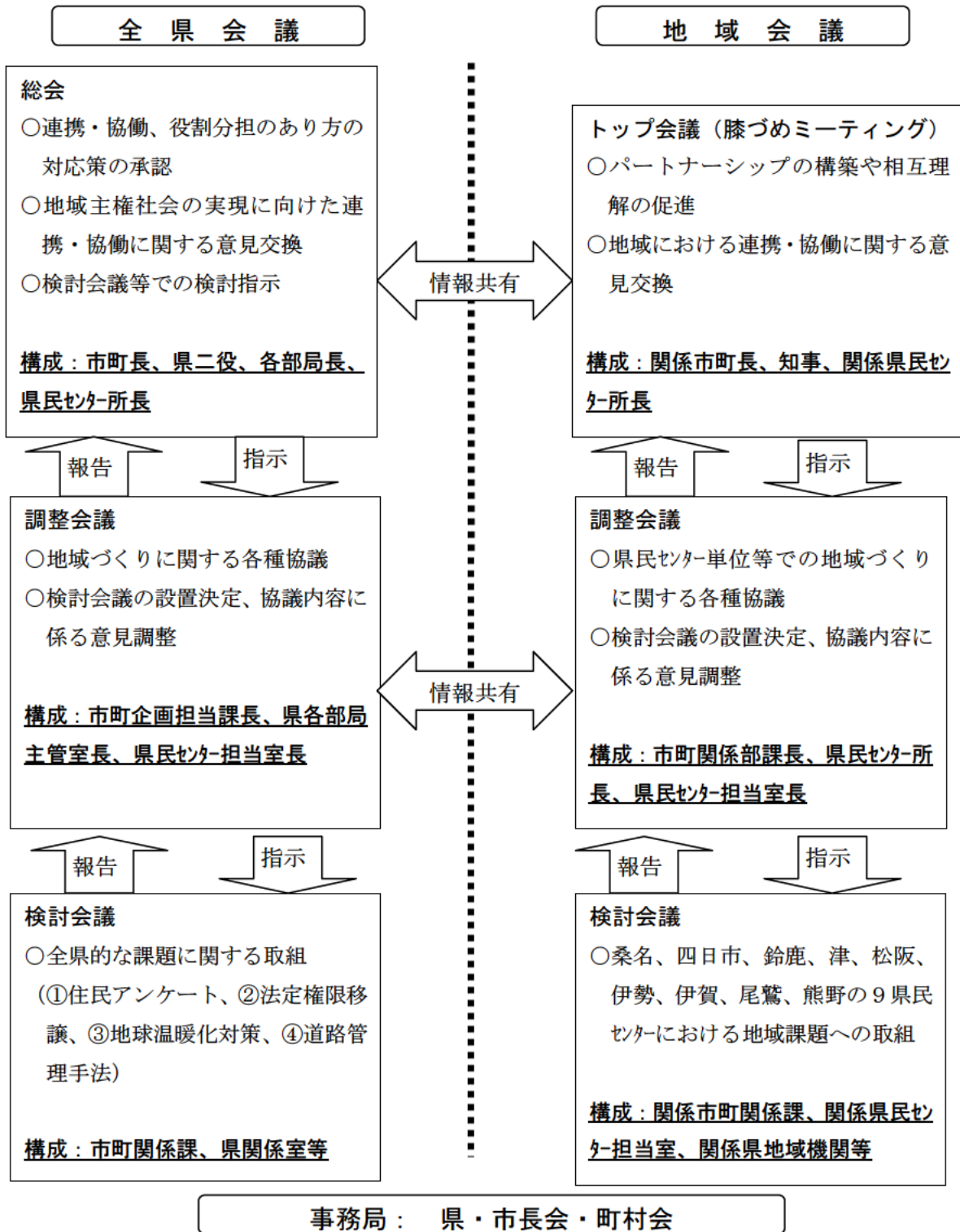
県と市町の地域づくり連携・協働協議会
協議経過報告

平成 21 年 11 月 2 日

目 次

． 県と市町の地域づくり連携・協働協議会の仕組み	
（ 1 ）協議会の仕組み	1
（ 2 ）全県会議の構成	2
． トップ会議(膝づめミーティング)の開催状況	2
． (全県会議)調整会議の開催状況	9
． (全県会議)検討会議の協議状況	10
住民アンケートに関する検討会議	12
法定権限移譲の進め方検討会議	24
地球温暖化対策の進め方検討会議	28
道路管理手法のあり方検討会議	32
． (地域会議)調整会議・検討会議の開催状況	40
《参考資料》	
（ 1 ）県と市町の地域づくり連携・協働協議会規約	58
（ 2 ）(全県会議)検討会議の運営に関する規程	64

I. 県と市町の地域づくり連携・協働協議会の仕組み



全県会議の構成等

	メンバー
総会	会長：知事 副会長：市長会会長、町村会会長、副知事（政策部担任） 委員：各市町長、副知事、各部長・県民センター所長
調整会議	各市町地域づくり担当課 県各部署地域づくり担当室、各県民センター県民防災室
検討会議	①住民アンケートに関する検討会議 ②法定権限移譲の進め方検討会議 ③地球温暖化対策の進め方検討会議 ④道路管理手法のあり方検討会議 メンバー：市町担当課職員、県関係室職員 ※ 必要に応じ助言者として学識経験者を招聘
(事務局)	市長会、町村会、県市町行財政室、県担当室

Ⅱ. トップ会議（膝づめミーティング）の開催状況（H21年度）

- 平成 21 年 7 月 1 日・・・桑名地域
- 平成 21 年 7 月 3 日・・・津・伊賀地域
- 平成 21 年 7 月 24 日・・・松阪地域
- 平成 21 年 8 月 4 日・・・鈴鹿地域
- 平成 21 年 8 月 7 日・・・東紀州地域
- 平成 21 年 8 月 26 日・・・四日市地域

【共通議題】

- ・市町から見た、この国のあり方（行政の果たすべき役割）

【報告事項】

- ・「美し国おこし・三重」について
- ・「消費者行政の活性化」について

(予定)

- 平成 22 年 1 月 7 日・・・伊勢志摩地域

地域会議・トップ会議の概要等について

1 概要

(1) 地域で選定する議題

日時	地域	議題
7月1日	桑名	地域医療について 桑員地域への観光への取組における県と市町の連携について
7月3日	津・伊賀	地域医療について 地域振興について
7月24日	松阪	さまざまな格差について 環境問題への対応について
8月4日	鈴鹿	地域医療について 産業振興について
8月7日	東紀州	高速道路を活用した今後の地域づくり
8月26日	四日市	三泗地域における高度な都市機能の充実について 地域医療について

(2) 県から提案する議題

『市町から見た、この国のあり方（行政の果たすべき役割）』

各地域での意見交換における主なご意見の要旨は次頁以下のとおりです。

2 今後の対応

今後開催予定の伊勢志摩地域におけるものを含め、ご意見等については、今後の県政に活かしてまいります。また、県から提案した議題についてのご意見等については、知事会に設置されました、「この国のあり方に関する研究会」の議論でも活かしてまいります。

「地域会議・トップ会議」県から提案する議題における
各首長の主な発言の要旨（伊勢志摩地域除く）

1 桑名地域

自治体として果たすべき役割を考えると、安全・安心の気持ちを持って暮らすことが出来る社会づくりの実施が第一。

それぞれが地域の特徴を反映した施策を展開していくためには、財政基盤の確立、そして、住民自治の取組を進めていくこと、自立持続可能な自治体を構築していくことが重要。

地域コミュニティが脆弱化している。外部からの意見も入れて、地域を活性化し、地域コミュニティの再生をすることが必要ではないか。

直接被害を受けていない人も訴えることができる地方公共団体に対する訴訟制度は、各自治体の政策実験を阻害しており問題ではないか。

幼稚園と保育園が何故一緒にならないのだろうといった素朴な疑問がある。地方の実態にあった本省での一本化がなぜ出来ないのか。

定住促進の施策を単独の町で打ち出せるものかどうか、悩ましい。県、国でもそういった施策をお願いしたい。

許可権限は国なり、県なりにあることが多い。市町で検討して挙げたものは、是非認めてもらいたい。

専門職等もないし、権限移譲をされたときに、受ける体制を整えるのが厳しい。県からの人材の派遣等も検討してもらいたい。

2 津地域

地方と中央という意味では、市町と県はパートナーである。国のあり方とか、これからのあり方をお互いに理解しあい、価値観を一緒にしておくというのは非常に大きい。地方分権はなぜ必要なのかという根本的な議論が意外にされてきていないのではないかと思う。

行政が多様なニーズに応えてきた状態を整理する必要があるのではないか。道州制のような大きな議論の際に、必要なサービスを整理しなければならないのではないか。

小さな政府か大きな政府か、市場原理か護送船団か、この問題はバランスの問題。

中福祉・中負担は、大変結構であるが、実際に高齢化で福祉の水準を変え

なくても、負担が増えていく中で、中福祉・中負担で維持できるかどうかということは、国できちんと考える必要がある。

自治基本条例を制定して、地域のことは地域でやるということで進めてきたが、集落が荒れてきている、地域が疲弊してきているという話も聞いている。

地域、集落に生活する、林業の従事者なり、農業の従事者に5年、10年、20年先が見える国策を示していただきたい。

3 松阪地域

県からの補助金の配分等においても、地域独自に委ねてもらえばより効果的と思える部分がある。県としての役割を明確にして欲しい。

スウェーデンでは県が公共交通政策と医療福祉だけに事務を限定している。県が国の子分ということではなくて、どのような役割が求められるかということを追求していくべきではないか。

地域から国を変えないと行けない。市町が今後どのようなようになるのか、というのが今後、議論すべき一番重要なことであると思っている。

小規模自治体について、合併促進運動を一区切りとしたうえで広域連携等について提案をしている地方制度調査会の議論は妥当ではないかと思うが、道州制の議論の中で、更に合併を進めていくというのは、認められない。

国・県・市町の行政システムのあり方を見直す必要があるのではないか。例えば、国道は整備が進み、管理も立派だけれども、県道や町道の整備が進まないアンバランスが住民の目にも見えてしまっている。

雇用の問題では、非正規雇用が増えて、将来の生活設計が成り立たない、それが医療、介護、年金等にも悪影響を与えている。雇用の安定が図られる仕組み、制度を早く構築していかないといけないと思う。

合併後の優遇措置が終了した後のことを考えている。そのために、協働で地域を作っていくということを進めている。自分たちで汗をかくということが地域に誇りを持ち、愛着を持つことにつながる。

4 鈴鹿地域

一方的な権限移譲で、権限移譲したのだから全て地方の責任ということは問題。

教育、福祉、医療の部分については、それぞれの市町が独自に取り組める部分は少ない。地域間の格差が出ることは好ましくなく、それが出ないよ

うな取組を国の責任でやってもらいたい。

基礎自治体がそれぞれの住民に身近なサービスや地域づくり、まちづくり、人づくりを行っていくことと、県の広域的な後方支援体制との連携で、地域の資源の魅力の発揮、課題の解消に繋がっていくことがある。

5 東紀州地域

大都市と小規模な市町に同じように地方分権・権限移譲を進めようとしても無理があると思う。

都市部にはない機能を地方が担うといったことが大事であると考えている。

社会経済の変化のスピードは速く、その変化に対応できるのはやはり地方。大きな流れとして小さな中央政府、大きな地方政府というのが進むべき方向であると思う。

高齢化地域では、高齢者訪問などのきめ細やかなサービスや産業振興、雇用確保対策も、行政がやらねばならず、行政コストが上がっていく。その為には安定財源の確保が是非必要。

世界規模で問題となっている地球温暖化等に対しても、森林を持つ市町村が大きな役割を担っており、国のために力を注いでいるということを国民に分かって欲しい。

権限や税財源の移譲が進むことになった場合、住民に近い我々基礎自治体に与えられた役割を十分に果たしていくためには、職員のルール設定能力、判断能力、決定能力を今以上に高めて行く必要がある。

地域主権という言葉の意味が分かりにくい。主権は住民、町民にある。基本的な言葉の意味について、皆が理解しやすいように議論をしていただきたい。

国土政策は国土の均衡ある発展を図ることが基本であり、現在のようなアンバランスを放置すれば間違いなく地方は行き詰まり、連動して都市も衰退することが明らかである。

継続的に豊かで安心して暮らせる地域づくりは、地方のしっかりした体制、財政的な保障の裏付けがあってこそ可能となる。

6 四日市地域

国が決めた一律の行政サービスのあり方では地方の活力は生まれてこない。地域ニーズ、住民ニーズにあった政策や予算配分が無駄を省き、国民の満足度も高める。

民間と行政がコラボレーションでやるべき分野も並行して議論する必要がある。

地方分権は全国の市町村を一括して議論できる問題ではない。都道府県についても、同様であると思う。

コストはかかるかも知れないが市町・県・国という重層性も安定的なセーフティネットを張っていくために重要なことかと思う。

この国のあり方については本来、国がやるべきで問題であると思う。知事の考え方に異論はないが、国会議員を含め、国でこの5、6年の間に考えて欲しかった。

今の雇用対策は、小さな市町では継続的に使いづらい。小さな市町も、自分の市町だけでなく地域を良くするために協力しあえる部分があるので、県も市町も一体になった形でできるメニューがあるとよい。

セーフティネットについても早急に再構築が必要であり、環境問題についても町で取り組む政策としては限界がある。

地方分権を進める中で、権限移譲の人材育成の体制整備期間中の県職員の派遣もお願いしたい。

Ⅲ. (全県会議)調整会議の開催状況 (H21年度)

第1回 平成21年5月18日

- (事項) ・県と市町の地域づくり連携・協働協議会について
- ・ 検討会議の設置・メンバー募集について
 - ・ 定住自立圏構想について
 - ・ 地方分権改革の現況について
 - ・ 「美し国おこし・三重」の取組について
 - ・ 新型インフルエンザ対策について 等

第2回 平成21年10月26日

- (事項) ・第2回総会(11月2日開催)について
- ・ トップ会議(膝づめミーティング)の活動報告について
 - ・ 各検討会議(全県会議・地域会議)の活動報告について
 - ・ 「美し国おこし・三重」の取組について
 - ・ 雇用創出基金事業の活用について
 - ・ 新型インフルエンザ対策について
 - ・ 地方分権改革の状況について 等

IV. (全県会議) 検討会議の協議状況 (H21年度)

検討会議名称	検討会議での検討事項及び検討状況
<p>①住民アンケートに関する検討会議</p>	<p>《検討事項》</p> <p>①住民アンケート作成についての基礎知識・ノウハウの学習 ②平成20年度「住民アンケート調査のあり方と活用に関する検討部会」で検討した成果の情報共有 ③住民アンケート調査と他の広聴手段との連携について</p> <p>《検討状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県の一万人アンケートを事例として、「住民アンケート実践講座」を開催したり、3市1町（津市、四日市市、亀山市、度会町）の事例を通じて、課題の整理を行った。 ・「郵送法によるアンケート」と「インターネット等による電子アンケート」による比較については、「e-モニターアンケート」を「平成21年度一万人アンケート」の同一の設問とすることで、電子アンケートの有効性を検証した。 ・今後も、引き続き各市町のアンケート事例報告、各アンケート結果の検証を行うことで、担当者の専門性を高めるための取組等を進めていく。
<p>②法定権限移譲の進め方検討会議 (H20年度～)</p>	<p>《検討事項》</p> <p>①新分権一括法に関する情報共有 ②法定権限移譲の対象となることが予想される事務内容の把握 ③法定権限移譲に合わせて条例で移譲すべき事務内容について ④法定権限移譲に伴う諸課題について ⑤法定権限移譲を含めた今後の権限移譲にかかる方針について</p> <p>《検討状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安、健康福祉、環境、農水商工、県土整備の5つのワーキンググループ（WG）を設置し、各WGでの検討状況について報告を行い、共通する課題についての整理を行った。 ・今後は、WGにおいて抽出された課題、問題点等の整理し、その検討を行うとともに、国の動向を睨みながら、法定権限移譲の基本的な方向性の具体化に向けた検討を行う。 また、次期「三重県権限移譲推進方針」の策定も行っていく。

検討会議名称	検討会議での検討事項及び検討状況
③地球温暖化対策の 進め方検討会議	<p>《検討事項》</p> <p>①県・市町の推進計画・実行計画の進め方について ②家庭部門の取組を進める対策について ③産業・業務部門の取組を進める対策について</p> <p>《検討状況》</p> <p>・各市町が地球温暖化対策に取り組む上での主な課題について、 ①地方公共団体実行計画や環境マネジメントシステムが庁内で十分浸透していない。②地球温暖化対策は他部署との連携が大切だが、取組は、環境部署の取組に偏りがちである。 ③業務部門（特に、サービス業）に向けた取組をしたいが、単独市町では十分な対応が困難。などがあがった。</p> <p>・これらの課題をもとに、県と市町の連携により効果的な地球温暖化対策ができると思われる方策については、①地球温暖化対策計画等の庁内浸透方法の検討、②市町域 CO2 排出量の算定、③住民・事業者向け啓発事業の連携等があげられた。 この検討結果をもとに、県と市町が連携して、どのように進めていくかについて、具体的な取組につなげていくように、更に検討していく。</p>
④道路管理手法のあり方検討会議	<p>《検討事項》</p> <p>①道路の点検等に関する問題について ②緊急な対応が求められる事案等について ③占用許可・加工承認等に関する問題について</p> <p>《検討状況》</p> <p>・道路の点検等に関する問題についての意見交換を踏まえ、市町相互又は県と市町の連携による事業の協働実施について検討し、実施可能な事業内容や、望ましい実施方法等について、今後、更に検討する。</p> <p>・交通障害への対処等、緊急な対応が求められる事案等についての意見交換を踏まえ、改善案を検討し、緊急対応事案の迅速処理の改善策や、道路管理事務の共同処理の形態や望ましい共同組織について、今後、更に検討する。</p> <p>・占用許可・加工承認等の技術審査基準の制定等についての意見交換を踏まえ、その必要性や技術審査の民間委託・民間開放の可能性、通達（「三重県道路占用工事に伴う復旧基準」等）の見直し等について検討し、技術審査基準の準則及び審査時のチェックリストの作成や、占用許可等にかかる舗装復旧の明文化について、今後、更に検討する。</p>

① 住民アンケートに関する検討会議

検討会議設置の目的

少子高齢化の進展、県と市町の役割の変化、雇用経済情勢の悪化等、地域社会を取り巻く環境が大きく変化している中、県民からは効率的で効果的な行政サービスへの要請が求められています。

そのような中で、県民ニーズを的確に把握するための住民アンケートの調査方法を研究し、担当者の専門性を高めていく活動を行います。

検討会議メンバー 21名（市町15名、県6名）◎代表 ○副代表

市 町		県
○津市／市民交流課	四日市市／広報広聴課	◎政策部企画室
松阪市／政策課	桑名市／広報広聴課	政策部交通政策室
名張市／総合企画政策室	尾鷲市／市長公室	政策部「美（うま）し国おこし・三重」推進室
亀山市／広報秘書室	志摩市／企画政策課	
伊賀市／企画調整課	菰野町／企画情報課	
朝日町／総務税務課	大台町／企画課	
度会町／政策調整室	紀北町／企画課	

助言者●皇學館大学／藤井 恭子 准教授

事務局●三重県 政策部企画室

検討事項

- ①住民アンケート作成についての基礎知識・ノウハウの学習
- ②平成20年度「住民アンケート調査のあり方と活用に関する検討部会」で検討した成果の情報共有
- ③住民アンケート調査と他の広聴手段との連携についての検討

開催実績

（平成21年度）

- 第1回 [7 / 2 . 1 . 1] 住民アンケート実践講座
協議等計画書により今後の進め方説明
- 第2回 [8 / 2 . 4 . 1] 住民アンケートで抱える課題等について
住民アンケート調査のあり方と活用に関する検討部会報告書
について
アンケート調査についての事例報告
事例1 津市 市政アンケート調査
事例2 度会町 地域交通体系に関するアンケート
- 第3回 [9 / 1 . 5 . 1] アンケート調査についての事例報告
事例3 四日市市 市政アンケート
事例4 亀山市 市政モニターアンケート
「住みやすさ、地域への愛着についての満足意識」による
比較検討について

検討内容及び検討結果

三重県の一万人アンケートを事例として、「住民アンケート実践講座」を開催し、アンケート作成のポイントを学ぶなど担当者の専門性を高めるための勉強会を実施しました。

各市町等で抱える課題、会議で検討したい内容や昨年度実施した「住民アンケート調査のあり方と活用に関する検討部会報告書」の情報共有、設問及び選択肢等についての意見交換を行いました。

3市1町（津市、四日市市、亀山市、度会町）の事例を通じて、課題の整理を行うと共に事例研究を実施しました。

「郵送法によるアンケート」と「インターネット等による電子アンケート」による「住みやすさ、地域への愛着についての満足意識」の比較については、電子アンケートである「e - モニターアンケート」を「平成21年度一万人アンケート」の同一の設問とすることで、回答率、フリーコメントの内容を比較し、電子アンケートの有効性を検証しました。

今後の予定

引き続き、各市町のアンケート事例報告、各アンケート結果の満足度等の検証を行うことで担当者の専門性を高めるための取組等を進めます。

【開催予定】

第4回〔1.1./1.3.〕.....アンケート調査についての事例報告（予定）

事例5.....志摩市 市政アンケート

事例6.....朝日町 まちづくりアンケート

住みやすさ等アンケート結果の比較について

第5回〔1./8.〕.....アンケート調査についての事例報告（予定）

最終報告書の構成イメージ、経過報告（案）について

「住民アンケートに関する検討会議」～経過報告～（案）

平成21年11月

当検討会議は、県民ニーズを的確に把握するための住民アンケートの調査方法を研究し、担当者の専門性を高めていくことを目的としています。

そこで、一万人アンケートを題材に「住民アンケート実践講座」を開催し、アンケート作成のポイントを学ぶと共に、3市1町が実施した住民アンケートの設問内容や結果の活用方法について、事例研究、意見交換を実施しました。

1. 各市町と県のアンケート調査の概要

メンバーの所属団体のアンケートの概要は、資料1のとおりです。

事例研究を行った3市1町（津市、四日市市、亀山市、度会町）のアンケートの説明等の概要は以下のとおりです。

（1）津市：第1回市政アンケート

【説明】

市民交流課から各部各課に照会、協議しアンケートの設問内容を決定している。特徴としては、行政情報サービスの設問が多い。

回収率は55.4%と他の自治体と比較して高いと言われるが、平成10年度が74.3%、平成12年が62%であり、以前と比べると低くなっている。

【助言者からのアドバイス】

津市のアンケートのように「まちづくりの重要度」「まちのイメージ」といった設問項目をまとめると回答者が答えやすくなると思われる。また、設問数が多い場合は答えてほしい設問を前に持ってきた方が良い。

（2）四日市市：第36回市政アンケート

【説明】

市政アンケートは広報の一環であると考え、5,000人の市民の方々に郵送している。

設問の取り組み内容を毎年更新しており、公共交通の便利さは昨年度から取り入れた。また、二つの設問を一つの項目にまとめてしまっている箇所がある。

【助言者からのアドバイス】

満足度を平均値で表すと分布に歪みがある場合、その影響を受けるため、全体を表す値となっていない場合がある。データの大きさの順に並べてちょうど50%に対応する中央値、最も度数の大きいデータの値である

最頻値を検討することも重要である。

「返信用の封筒の糊付け」、「PRの点も考慮に入れた5,000人のアンケート実施」、「督促状の導入」を実施している点が素晴らしい。

(3) 亀山市：市政モニターアンケート

【説明】

毎月の経営会議で各部各課にアンケートを実施するように呼びかけているが、モニターアンケートを実施しやすいように素案を広報秘書室で作成している。

アンケートモニターは年齢の若い方が多く、主に主婦と自営業の方が多い。アンケート結果は回答者に送付すると共にホームページに載せている。

【助言者からのアドバイス】

対象者は少ないが、テーマ別の設問が良いのとモニターから積極的に意見を頂けるのが良い。

設問が連続することによって、回答者が誘導質問的なイメージを受ける場合がある。

(4) 度会町：地域交通体系に関するアンケート

【説明】

アンケートを実施する際に具体的に回答していただくように自主運行バスの委託費用と年間1世帯当たりの負担額を提示している。

回収については、防災無線で呼びかけるとともに郵送、FAX、区長預、役場窓口への直接提出などで実施している。

【助言者からのアドバイス】

問3の「路線バスの満足度」の中で、満足度を小数点以下で表さずに5段階評価位（満足5、不満1）とし、また不明と無記入を除いて%を出すと判りやすい結果が出る。

2. これまでの活動結果

(1) 住民アンケート実践講座～応えたくなるアンケートとは～

講師：コミュニケーションスキル研究所 所長 西村隆 氏

【研修内容】

平成21年度一万人アンケートを題材に、グループに分かれてアンケートの改善案を作成し、県民が答えやすくなるような設問、選択肢等について協議・検討した。

【講師からのアドバイス】

ポイントとして「聞きあう関係づくり」(聞くことが楽しくなる環境づくり)、「分かりやすい質問」(聞かれてみたい質問)、「選びやすい選択肢」(住民の気持ちにぴったりの選択肢)の3つが大事。

アンケートは第一印象が大事で、良い第一印象を持ってもらうには「あて先」、「アンケートの趣旨」、「匿名か、記名か」、「予想記入時間」を書くことが必要。

設問の流れを最初は「簡単な設問」から「少しずつ考えさせる設問」、最後に「たくさん考えないと回答できない設問」と聞くことで回答しやすくなる。

設問に価値観ワード(例：関心がありますか?)を入れると誘導になり、回答者に対し、心の負担になる。設問には価値観ワードの代わりに「どのように」を入れ、選択肢に価値観ワード(例：評価している)を入れると良い。

【受講者の声】

皆で議論してアンケートを作成することが重要であるとわかった。

答える側の人、とにかく答えやすいようなアンケートを考えて作ることの大切さがわかった。

個々の調査には過去からの蓄積があり、変えるのは難しい面もあるが、今日の講座でいただいた素晴らしい提案を踏まえ、改善していきたいと思う。

(2) 住民アンケートで抱える課題について

【検討事項と助言者からのアドバイス】

検討事項1：回収率の向上

回収率は40%以上あれば問題はない、回収率をあげる方法のひとつに一人アンケートで回答者に抽選で粗品進呈している。費用が無い場合は配布の回収を自治会に依頼して対面式にすれば高い回収率になる傾向にある。

検討事項2：適正な標本数

統計学的には、分析する場合に必要な標本数は、1,000人以上あれば標本誤差が少なくなるので良いと言われている。

検討事項3：アンケートの作成方法

アンケートの組み立て方は最初に答えやすい設問を用意して、プライバシー関連の設問は後ろにもってくる形式にすると回収率が高くなると思われる。

検討事項 4：電子アンケートの導入

インターネット調査は、一般的に大きな調査をする手前のプレ調査と本調査がある。アンケート調査に関しても無作為が基本ではあるが、インターネット調査でも無作為で抽出出来なければ、意見に偏りが出てくる可能性がある。メリットは直ぐに回収でき、また分析するのも早く出来ることや回答間違い・無効票を減らすことなどがある。

(3) 「郵送法によるアンケート」と「インターネット等による電子アンケート」による「住みやすさ、地域への愛着についての満足意識」の比較・資料 3

【実態及び意見】

一万人アンケートは回答者の年齢層の属性として、50歳代以上の中高年が多く回答しているのに対して、電子アンケートである「e-モニター」は50歳代以下の方が多い。

「地域別の住みやすさ」「今後の定住意向」では、一万人アンケート、e-モニターともに県全体では、回答率に大きな違いは無かったが、地区別ではe-モニターの標本数が少ない東紀州地区、伊勢志摩地区、伊賀地区で回答率に違いが生じた。

「^{うま}美し国おこし・三重」の認知度では、e-モニターでは「^{うま}取組内容を知っている」の回答率が23.9%と一万人アンケートの16.0%と比較して高くなっている。e-モニターでは回答時期と「^{うま}美し国おこし・三重」のオープニングセレモニーが重なった結果を反映したものなのかを知りたい。

【助言者からのアドバイス】

「^{うま}美し国おこし・三重」のオープニングセレモニー（平成21年4月18日）が、e-モニターアンケートの回答に反映されている可能性はある。結果の比較をするのであれば、一万人アンケートとe-モニターアンケートの時期が同じである必要がある。

e-モニターの場合、パソコン画面の大小で設問、フリーコメントについて、見やすさに影響が出る可能性がある。

3．今後の検討予定

引き続き、各市町のアンケート事例報告、各アンケート結果の満足度等の検証を行うことで担当者の専門性を高めるための取組等を進めます。

各アンケート調査一覧表

1. 総合計画に対するアンケート調査

調査名	標本数	回収率	調査対象者	調査方法	設問						
					総設問数 (個人属性設問を除く小問の総数にて計上)	住みやすさ関係 (住)	愛着関係 (愛)	満足・重要意識 関係 (満重)	個別課題関係 (個)	市町県政全般・運営 課題関係 (政)	自由記 入 (自)
津市 第1回市政アンケート調査(平成20年度)	2976人	55.4%	20歳以上の住民(外国人含む)	郵送法	87問	○住みやすい 5択 ○もし今後住み替えるとしたら 8択+その他	/	重要度5問、3項目以内選択 満足度15問、5択	○土地利用5問、4択 ○行政情報サービス15問 ○生活環境7問 ○教育・文化・スポーツ振興13問 ○健康づくり・食育13問	○まちのイメージ 14問、5択(住みやすい含む)	/
四日市市 第36回市政アンケート調査(平成20年度)	5000人	45.1%	20歳以上の住民(外国人含む)	郵送法	56問	○住み続けたい 5択 ○住み続けたいくなるまち理由9択+その他	/	○満足度48問 選択肢6択+1 特に期待する取組	○男女共同参画6択 ○広報8項目中あてはまるもの全て選択 ○議会6項目中あてはまるもの全て選択 ○広聴6項目中1項目選択	○市職員の信頼度 5択	あり
松阪市 松阪市民意識調査(平成17年度)	4000人	49.0%	15歳以上の住民	郵送法	87問	○住み良いところ 5択 理由を3項目以内選択 ○住み続けたい 5択 理由を3項目以内選択	○愛着や親しみ 5択 理由を3項目以内選択	満足度、重要度32問、5択	○生活環境 12問、5択 ○行動範囲4問、8択 ○少子化対策2問、3項目以内選択 ○高齢化対策3問、3項目以内選択 ○高齢化対策3問、3項目以内選択 ○防災・災害対策5問 ○環境問題3問 ○地域と行政の関わり4問 ○情報化2問、3項目以内選択	○市政全般 5択	あり
桑名市 桑名市のまちづくりを考える市民意識調査(平成17年度)	3000人	42.4%	18歳以上の住民	郵送法	86問	○住み良さ 5択 ○住み続けたい 4択 ○住みやすいまち理由5項目以内を選択	/	満足度、重要度50問、5択	○産業1問 ○観光1問 ○環境保全1問 ○防犯、防災2問 ○子育て、高齢者福祉2問 ○市政への市民参画2問	○まちのイメージ23問、4択	あり
名張市 名張市総合計画「理想郷プラン」にかかる市民意識調査(平成20年度)	2025人	47.4%	20歳以上の住民	郵送法	50問	○住みごこち5択 ○住み続けたい 6択	/	○満足度9問4択	○地域づくり活動3択 ○市民活動3択 ○環境保全活動参加3択 ○意向調査15問4択 ○状況調査4問4択 ○かかりつけ医有無3択 ○中心市街地魅力3択 ○自然環境意向4択 ○地震備え4択 ○スポーツ状況4択 ○文化芸術鑑賞2択 ○情報発信意向2択 ○歴史知識 クイズ5問2択 ○周辺市町村施設利用3択	○新しい公 2問3択 ○組織機構の評価 5択	あり

各アンケート調査一覧表

調査名	標本数	回収率	調査対象者	調査方法	設問						
					総設問数 (個人属性設問を除く小問の総数にて計上)	住みやすさ関係 (住)	愛着関係 (愛)	満足・重要意識 関係 (満重)	個別課題関係 (個)	市町県政全般・運営 課題関係 (政)	自由記 入 (自)
伊賀市 まちづくりアンケート調査(平成20年度)	2222人	45.9%	18歳から80歳までの住民(外国人含む)	郵送法	69問	/	/	/	○満足・状況認識 健康福祉 11問4択 生活環境 19問4択 教育文化 11問4択 産業振興 7問4択 交流基盤 8問4択 しくみ 12問4択	/	あり
菰野町 町民意識調査(平成16年度)	2000人	39.4%	18歳以上の住民(職員、議員を除く)	配付:区を通じての通送回収:郵送及び、本庁、各支所での窓口回収	39問	○住み心地5択と住みにくい理由	/	○重要度、満足度35問5択	/	○行政改革2設問、3項目以内選択	あり
朝日町 朝日町まちづくりアンケート調査(平成21年度)	2300人	45.2%	20歳以上の住民	配付:区を通じての通送回収:郵送	61問	○住み続けたい4択と理由15項目中3項目以内を選択	○愛着4択 ○魅力15項目中3項目以内を選択	○満足度、重要度5分野44問5択	○生活環境4問 ○教育・文化・スポーツ3問 ○地域活動・ボランティア活動の参画等2問	○今後のまちづくり10項目中2項目以内を選択 ○町民参画・協働のまちづくり 8目中2項目以内を選択 ○まちのキャッチフレーズフリーコメント ○まちづくり委員の募集案内	あり
紀北町 紀北町まちづくりアンケート調査(平成18年度)	2000人	38.7%	20歳以上の住民	郵送法	70問	○住みやすいまち5択と理由15項目中3項目を選択	/	○重要意識 30項目中3項目を選択	○産業の発展6項目中2項目選択 ○農業振興14項目中2項目選択 ○林業振興13項目中2項目選択 ○水産業振興13項目中2項目選択 ○商工業発展9項目中2項目選択 ○保健・医療9項目中2項目選択 ○高齢者福祉対策10項目中2項目選択 ○環境9項目中2項目選択 ○少子化対策11項目中2項目選択 ○消防・防災対策10項目中2項目選択 ○学校教育11項目中2項目選択 ○生涯学習9項目中2項目選択 ○地区活動13項目中2項目選択 ○まちづくりへの住民参加方法8項目中2項目選択 ○高速道路の開通がもたらす効果11項目中2項目選択	○まちのイメージ15項目より2項目選択 ○まちの発展15項目中2項目選択 ○行財政改革20項目中2項目選択 ○行政サービスの水準と住民負担とのバランス5択 ○まちのキャッチフレーズフリーコメント ○(認知意識)遅れている分野を9項目中、2項目選択	あり
三重県 一万人アンケート(平成21年度)	10000人	38.9%	20歳以上の県民	郵送法	63問	○住みやすさ(お住まいの地域)5択、理由を45項目から3項目選択 ○住みたい(お住まいの地域)4択	○愛着5択、理由を45項目からあてはまるもの全てを選択	○重要意識、満足意識44問6択	○美し国・おこし三重の取組3択 ○地域の活動3問 ○人権尊重認知意識4択 ○食の安全認知意識4択	/	あり

各アンケート調査一覧表

2. 施策別アンケート調査

調査名	標本数	回収率	調査対象者	調査方法	設問			
					総設問数（小問の総数にて計上）	満足・重要意識関係（満重）	個人属性・個別課題関係（個）	自由記入（自）
志摩市次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年度）	2000世帯（就学前児童調査1000世帯、就学児童調査1000世帯）	49.6%（就学前児童調査52.4%、就学児童調査46.8%）	志摩市在住の就学前児童をお持ちの世帯、志摩市在住の小学校児童をお持ちの世帯	郵送法	126問（就学前児童調査62問、就学児童調査64問）		<ul style="list-style-type: none"> * 就学前児童調査、就学児童調査共通質問事項 ○ 家族の状況8問 ○ 親の就労状況5問 ○ 病児・病後児の対応3問 ○ 一時預かり2問 ○ 宿泊を伴う一時預かり3問 ○ ベビーシッターの利用3問、5問 ○ ファミリーサポートセンター5問 ○ 地域子育て支援拠点事業3問 ○ 仕事と子育て7問 ○ 子育て支援サービス1問 ○ 子育ての不安と悩み4問 ○ 子どもとの外出、遊び場3問 ○ 少子化問題、施策全般2問 * 就学前児童調査 ○ 母親の妊娠・出産等4問 ○ 保育サービスの利用7問 ○ 土・休日の保育1問 ○ 医療・安全2問 * 就学児童調査 ○ 来年度就学予定の児童を持つ保護者1問 ○ 放課後や休日の過ごし方等8問 ○ 子どもの安全と健全な育成7問 	
度会町地域交通体系に関するアンケート調査（平成20年度）	2786世帯	22.6%	町内居住15歳以上（高校生）の全住民	配付：町広報誌折込 回収：郵送、FAX、区長預、役場窓口への直接提出	12問	○ 路線バス満足度7問6択	<ul style="list-style-type: none"> ○ お住まいの地区名と最寄りのバス停1問 ○ 家族全員の日常の交通手段1問 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな交通（移動）手段1問 ○ その他交通体系全般1問
三重県「美（うま）し国おこし・三重」推進室 座談会アンケート調査（平成21年度～）			座談会出席者数	直接配付、直接回収	7問	○ 座談会役立ち度1問4択と理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人属性3問 ○ 座談会参加回数1問 ○ 参加したきっかけ1問 ○ 活動分野・内容1問 	

各アンケート調査一覧表

3. モニターアンケート調査

調査名	標本数	回収率	調査対象者	調査方法	設問		
					総設問数（小問の総数にて計上）	設問内容（個）	自由記入（自）
亀山市 第4回市政モニターアンケート 「平成22年度行政改革大綱の見直しについて」	47人	89.4%	市政モニター	電子アンケート (郵送、FAX、メール等)	10問	○大綱、実施計画の策定、行政改革の推進認知度2択 ○行政改革の推進を知った手段4択 ○市民サービスの向上に向けた取り組み5択 ○新しい窓口の利用2択と利用サービスの感想7択 ○大綱見直しの課題6択と市民等の意見を反映する最も有効な手段5択+その他	○行政サービスの委託 ○行政サービスの必要性 ○希望する行政サービス
第1回市政モニターアンケート 「レジ袋削減・マイバック推進活動推進事業」	48人	85.4%			10問	○全国的なレジ袋の有料化の展開の認知度2択 ○鈴鹿地区のレジ袋有料化の時期の認知度2択 ○レジ袋削減、マイバック推進の必要性の認知意識3択 ○レジ袋削減の実態4択 ○レジ袋を断った際の代用方法3択 ○レジ袋を断る理由5択+その他 ○レジ袋をもらう理由5択+その他 ○レジ袋の有料化開始に伴う実態6択+その他	○レジ袋削減や有料化 ○地球温暖化やごみの減量のために実践していること
三重県IT広聴事業e-モニターアンケート「公共交通の利用について」	1,138人	69%	e-モニター	電子アンケート (ホームページ、メール等)	9問	○鉄道の利用状況5択 ○鉄道の利用目的6択+その他、 ○鉄道を利用しない理由7択+その他 ○バスの利用状況5択 ○バスの利用目的5択+その他 ○バスを利用しない理由7択+その他 ○公共交通利用に便利な情報5択+その他 ○公共交通利用の広報7択+その他 ○「エコ通勤デー」等への参加7択+その他	

② 法定権限移譲の進め方検討会議（H20からの継続）

検討会議設置の目的

地方分権改革推進委員会の「第1次勧告」で、「都道府県から市町村への権限移譲の方針」が明記され、64法律359事務を都道府県から市町村へ移譲すべきとされました。

政権交代により、スケジュールをはじめ、今後の情勢等については、まだ不透明なところもありますが、この勧告内容も含んだ新地方分権一括法の国会提出も想定されるところです。法施行までに十分な検討時間が確保されないことも予想されるため、事前に法定権限移譲が見込まれる事務の内容や移譲における諸課題について、県と市町の担当者間で具体的な検討を行います。

検討部会メンバー 36名（市町20名、県16名）

市 町	県
津市／行政経営課	政策部／政策総務室
○四日市市／政策課	政策部／企画室
伊勢市／総務課	◎政策部／市町行財政室
松阪市／総務課	総務部／総務経営室
桑名市／政策課・人事課・総務課	防災危機管理部／危機管理総務室
鈴鹿市／総務課	生活・文化部／生活・文化総務室
名張市／行政改革推進室	健康福祉部／健康福祉総務室
尾鷲市／市長公室	環境森林部／環境森林総務室
亀山市／法制執務室	農水商工部／農水商工総務室
鳥羽市／総務課	県土整備部／県土整備総務室
熊野市／総務課	教育委員会／教育総務室
いなべ市／政策課	病院事業庁／県立病院経営室
志摩市／総務課	企業庁／企業総務室
伊賀市／行政改革推進課	
木曾岬町／総務課	
東員町／総務課	
朝日町／総務税務課	
南伊勢町／総務課	

◎部会長 ○副部会長

事務局 ●三重県政策部 市町行財政室

検討事項

新分権一括法に関する情報共有
法定権限移譲の対象となることが予想される事務内容の把握
法定権限移譲に合わせて条例で移譲すべき事務内容の検討
法定権限移譲に伴う諸課題についての検討
法定権限移譲を含めた今後の権限移譲にかかる方針の検討

開催実績

(平成 20 年度)

第 1 回検討部会 [1 1 / 1 7] 検討部会の進め方について

農水商工WG [3 / 2 4]

保安WG [3 / 2 5]

(平成 21 年度)

県土整備WG [6 / 2 9]

第 2 回検討会議 [7 / 8] 各WGの検討状況について
法定権限移譲の対応について
今後の進め方について

環境WG (浄化槽法関係) [7 / 2 8]

環境WG (環境基本法、大気関係等 特例市対象) [7 / 3 1]

環境WG (環境基本法関係等 一般市対象) [8 / 6]

環境WG (水道法関係) [8 / 1 1]

検討内容および検討結果

第 1 回検討部会

- ・ 今後の検討部会の進め方について協議を行い、まずおおまかな事務のくりごとにワーキンググループを設置し、移譲に際しての課題の抽出を行って検討を進めることを合意しました。
- ・ 保安、健康福祉、環境、農水商工、県土整備の 5 つのワーキンググループを設置することとし、市町の参加メンバーの募集を行いました。

第2回検討会議

- ・ 各ワーキンググループでの検討状況について報告を行い、共通する課題についての整理を行ないました。
- ・ 法定権限移譲の対応について、その基本的な方向性について確認を行うとともに、次期「三重県権限移譲推進方針」の策定についての提案を行いました。
- ・ その他、今後の検討会議の進め方等について意見交換を行いました。

今後の予定

- 1 WGにおいて抽出された課題、問題点等の整理し、その検討を行います。
- 2 国の動向を睨みながら、法定権限移譲の基本的な方向性の具体化に向けた検討を行います。
- 3 次期「三重県権限移譲推進方針」の策定を行います。

法定権限移譲の対応について（案）

（１）法定権限移譲の基本的な方向性について

法定移譲事務の先行移譲について

今回、勧告された法定移譲事務については、事務内容や市町ごとの移譲条件などを考慮した上で、県と市町双方が法改正に先行して移譲可能と判断した事務・市町から、法改正を待たずに、県条例による権限移譲を進める。

これにより、法定移譲の事務が段階的に移譲が行われ、一括法施行時の移譲にかかる事務（引継ぎや研修）が集中せず、平準化が期待できる。また、法改正までは、該当事務は県が権限を持つことから、担当する県組織が残っており、移譲後の市町支援の対応が確実である。

関連する事務（勧告には含まれていない関連事務）の取扱いについて

勧告には含まれていないものの、法定移譲事務に関連し、一体的に処理することが望ましい事務については、これをパッケージ化し、法定移譲に併せて、県条例による権限移譲を推進することとする。

現行の「三重県権限移譲推進方針」においても、住民の利便性向上、市町の自主的な・主体的な地域課題の解決等に資するため、複数の関連する事務をひとまとめにパッケージ化し、包括的権限移譲を進めているところである。

勧告において、移譲先となっていない市町に対する移譲について

第１次勧告において示された各法定移譲事務の移譲先について、県内の一部のみの市町が移譲先となっている事務については、法定で移譲先となっていない基礎自治体（例：勧告での移譲先が市となっている場合の各町）への県条例を活用した移譲についても検討を行う。

特に、第１次勧告において示された移譲事務について、すでに県条例により一部の市町に移譲されている事務については、優先度を高めて移譲を検討したい。

（２）次期「三重県権限移譲推進方針」の策定について

現行の「三重県権限移譲推進方針」については、平成１７年度から本年度までが方針の推進期間となっていることから、来年度以降の権限移譲推進のよりどころとして次期「三重県権限移譲推進方針」を策定する。

この方針の策定により、今回の法定権限移譲の対応のみならず、既存の移譲可能事務における権限移譲についてもさらなる推進をはかることとする。

③ 地球温暖化対策の進め方検討会議

検討会議設置の目的

京都議定書の目標期間まで2年となり、地方自治体においても地球温暖化に対する着実な取組が必要となっています。

そこで、県内の地球温暖化対策を進めるため、産業部門、家庭部門等における方策を、県と市町が連携して検討し、具体的な取組につなげていきます。

検討会議メンバー 23名（市町19名、県4名）

市 町		県
津市／環境政策課（2名）	四日市市／環境保全課	◎環境森林部 地球温暖化対策室（3名）
松阪市／環境課	桑名市／環境政策課	環境森林部 温暖化・排水対策特命監
鈴鹿市／環境政策課	○名張市／環境対策室	
尾鷲市／環境課	亀山市／環境森林保全室	
鳥羽市／環境課	いなべ市／生活環境課	
志摩市／環境課	伊賀市／環境政策課	
菰野町／環境課	朝日町／町民福祉課	
川越町／町民環境課	大台町／生活環境課	
紀北町／環境室	紀宝町／環境衛生課	

◎代表 ○副代表

事務局 ●三重県環境森林部 地球温暖化対策室

検討事項

地域における多様な主体の連携による活動の検討

- ① 県・市町の推進計画・実行計画の進め方についての検討
- ② 家庭部門の取組を進める対策についての検討
- ③ 産業・業務部門の取組を進める対策についての検討

開催実績

(平成 21 年)

- 第 1 回[7/22] 検討会議の検討方向について
県・各市町の取組状況について
- 第 2 回[10/1] 具体的な取組方向について

検討内容および検討結果

第 1 回

- ・ 各市町が行う地球温暖化対策を集約すると、主に次のとおりでした。
 - 住民向け普及啓発
 - 地元企業向けの支援
 - 地球温暖化対策の地方公共団体実行計画における実践
 - 環境保全団体に対する支援
- ・ その一方で、各市町の地球温暖化対策において、次のような課題が挙げられました。
 - 各市町域の CO2 排出量は重要なデータだが、算定の基礎となるデータの収集が困難であったり、算定に手間がかかったりする。
 - 地方公共団体実行計画や環境マネジメントシステムが庁内で十分浸透していかない。地球温暖化対策は他部署との連携が大切だが、取組は、環境部署の取組に偏りがちである。
 - 業務部門（特に、サービス業）等に対する取組をしたいが、取り組むべき範囲が幅広いので単独市町では十分な対応が困難。

第 2 回

- ・ 第 1 回で出された課題をもとに、市町が取り組むべき地球温暖化対策において、市町と県の連携により、効果的な事業ができると思われる方策について検討を行いました。
 - (1) 地球温暖化対策実行計画や環境マネジメントシステムの庁内への浸透方法の検討
 - 地球温暖化対策実行計画、環境マネジメントシステムが、なかなか全庁的な取組として浸透していかない。
 - そこで、各市町の課題を洗い出し、県内の先進市町や県の取組事例を参考に、庁内各部が連携して取り組む方策を検討する。

(2) 市町域 CO2 排出量の簡易な算定方法についての検討

各市町の地球温暖化対策の目標、政策の前提となる各市町域の CO2 排出量を住民に周知することは、取組を進めるうえで重要である。そこで、簡易な排出量の算定方法を国の検討状況を参考に検討を行う。

(3) 業務部門（特に、サービス部門）等に向けた取組の検討

業務部門（特に、サービス部門）等への取組を進めるため、省エネルギーセンターや県が行う無料省エネ診断制度を活用し、市町、商工会、県等が連携して各事業所へ働きかけ、省エネの取組を推進する。

(4) 住民・事業者向け啓発事業の連携

市町が行う住民・事業者向け啓発イベントや市民、事業所等多様な主体の日常活動と CO2 排出量削減の取組を結びつけるカーボンオフセットに関するセミナーなどについて、市町、県が連携して取り組み、効率的に進める。

今後の予定

今後は、各市町と県の取組方向に合わせて、進め方について調整し、具体的な取組につなげます。

④ 道路管理手法のあり方検討会議

検討会議設置の目的

現在、政治・経済・社会をとりまく環境は大きく変化しており、財政構造、経済構造、国と地方の役割分担等、経済・社会システムは緊急な見直しを迫られています。

このような変革の時期にあつて、最も基礎的な社会資本である道路については、多様化する住民のニーズに対応し、その持つ様々な機能を最大限発揮できるような政策を展開していくことが必要です。

検討会議では、道路管理の状況・課題を踏まえたうえで、道路管理の手法について、住民サービスの向上、維持管理の効率化と経費の削減のため、県と市町の連携・協力の方法等を検討します。

検討会議メンバー 35名（市町20名、県15名）◎代表 ○副代表

市 町			県
津市／建設維持課	四日市市／道路整備課	松阪市／維持監理課	○県土整備部維持管理室（5名）
桑名市／土木課	◎鈴鹿市／土木総務課、道路保全課	名張市／維持管理室	各建設事務所（10名）
尾鷲市／建設課	亀山市／まちづくり保全室	鳥羽市／建設課（2名）	
熊野市／建設課	いなべ市／管理課	志摩市／建設整備課	
伊賀市／道路河川課	木曾岬町／産業建設課	東員町／建設産業課	
川越町／建設課	明和町／建設課	大紀町／建設課	

事務局 ●三重県県土整備部 維持管理室

検討事項

- ①道路の点検等に関する問題について
- ②緊急な対応が求められる事案等について
- ③占用許可・加工承認等に関する問題について

開催実績

第1回 [7 / 1] 協議計画書により今後の進め方を説明
19年度・20年度実施の「公共土木施設にかかる
県と市町の役割分担のあり方検討会議」等の経過を
報告
テーマ及び分科会の設置及びメンバーの決定

第2回 [10 / 6] 各分科会での検討状況と今後の進め方について意見
交換

検討会議に分科会を設置し、テーマ毎に詳細を検討しています。

〔各分科会の開催状況〕

《道路の点検関係等分科会》

第1回 [8 / 6] 第2回 [9 / 1] 第3回 [10 / 7]

《緊急対応関係等分科会》

第1回 [8 / 4] 第2回 [9 / 2] 第3回 [10 / 5]

《占用・加工関係等分科会》

第1回 [7 / 29] 第2回 [8 / 26] 第3回 [10 / 2]

検討内容及び検討結果

各分科会での検討内容及び検討結果については、次のとおりです。

1 道路の点検関係等分科会

道路の点検等にかかる手法について情報交換を行うとともに、問題点について意見を交換しました。

また、市町相互又は県と市町の連携による事業の協働実施について検討しました。

2 緊急対応関係等分科会

交通の障害を防止するため、緊急な対応が求められる事案への対応状況について情報交換を行い、改善案の検討を行いました。

また、県と市町の連携による道路管理事務の共同化に関して、法制度や三重県の広域行政等の状況についての理解を深めました。

3 占用・加工関係等分科会

占用許可・加工承認等の技術審査基準の制定状況について意見交換を行い、その必要性や技術審査の民間委託・民間開放の可能性、通達（「三重県道路占用工事に伴う復旧基準」等）の見直し等について検討しました。

その結果、県と市町の統一的な技術審査基準の準則および審査時のチェックリスト等の内容について検討しました。

今後の予定

各分科会の今後の予定は、次のとおりです。

1 道路の点検関係等分科会

市町相互又は県と市町の連携による事業の協働実施に関して、実施可能な事業内容や、望ましい実施方法等について、更に検討を進めます。

2 緊急対応関係等分科会

緊急な対応が必要な事案を迅速に処理するための改善策について、更に検討を進めます。

また、道路管理事務の共同化に関して、共同処理の形態や望ましい共同組織の観点等から、引き続き検討を進めます。

3 占用・加工関係等分科会

目的が、技術審査基準の準則および審査時のチェックリストの作成と明確なことから、細部について詰めていきます。

また、占用許可等にかかる舗装復旧も明文化されていないことから、検討を進めます。

道路の点検関係等分科会報告〔骨子〕(案)

道路の点検等について

協働実施事業の検討について

- 1 市町相互又は建設事務所と市町によるパトロールの協働実施について
市町相互又は建設事務所と市町がパトロールを協働実施した場合のメリット、デメリット、問題点
- 2 草刈りの協働実施について
市町相互又は建設事務所と市町が草刈りを協働実施した場合のメリット、デメリット、問題点
- 3 雪氷対策の協働実施について
市町相互又は建設事務所と市町が雪氷対策を協働実施した場合のメリット、デメリット、問題点

道路管理を取り巻く現在の環境、将来の環境変化、「あるべき姿」について

- 1 道路利用者の再確認と道路利用者にとって「価値ある道路」の再確認
道路利用者を、利用する車両（歩行者、自転車運転者、自家用車運転者、業務用車両運転者等）や利用目的（通勤、通学、運送業務等）ごとに分類し、分類した道路利用者にとって「価値ある道路」とは何かを再確認
- 2 道路を取り巻く現在の環境と将来の環境変化について
道路管理を取り巻く現在の環境（以前よりも一段と「安心・安全」が求められるようになった等）を再確認。将来の環境変化（高齢化、労働人口の減少、税収の減少等）による影響を予測・整理
- 3 将来の環境変化にも対応できる「あるべき姿」について
将来の環境変化にも対応できる「あるべき姿」を整理したうえで、「あるべき姿」と現状を比較し、現状を「あるべき姿」に近づけるための、課題を整理

「あるべき姿」と市町相互又は建設事務所と市町による協働実施事業について

「あるべき姿」と事業の協働実施について

現行の道路管理制度は、複数の道路管理者が協働して道路を管理することを、特に想定していない。

また、長い間、道路管理者が単独で道路を管理してきたため、道路管理の手法についても違いがある。

このため、複数の道路管理者が合意できるところから、協働して管理を実施する。

緊急対応関係等分科会報告〔骨子〕(案)

第1 緊急時の対応について

道路管理事務について

- 1 道路管理の内容の概略について
- 2 緊急の対応が必要な事務について

緊急時の対応等について

- 1 現在の対応について
- 2 県と市町の協力について
 - (1) 勤務時間中の協力について
 - 相互通報
 - 出張時・パトロール時の応急処理
 - (2) 勤務時間外の対応
- 3 県民の協力について
- 4 今後の対応について
 - (1) 連絡体制の充実について
 - 県民等へのPR
 - (道路緊急ダイヤル(#9910)、道の相談室、当直・守衛)
 - 連絡体制の強化
 - (緊急時の連絡先の情報交換)
 - (2) 迅速な処理について
 - ・直営による処理
 - ・委託業者による処理

第2 道路管理事務の共同化について

道路管理業務共同化の意義について

事務の種類について

- 1 道路管理事務の種類について
 - 行政判断を伴う事務
 - 行政権(公権力)の行使を伴う事務
 - 事実行為
- 2 共同処理を望む事務について

共同処理の形態（地方自治法上の制度）について

- 1 協議会（地方自治法 252 条の 2～6）
- 2 機関等の共同設置（地方自治法 252 条の 7～13）
- 3 事務の委託（地方自治法 252 条の 14～16）
- 4 条例による事務処理の特例（地方自治法 252 条の 17 の 2～17 の 4）
- 5 一部事務組合（地方自治法 284 条～291 条）
- 6 広域連合（地方自治法 284 条 3 項、291 条の 2～13）

三重県内の広域行政等の状況について

共同組織について

- 1 一部事務組合による管理について
 - (1) 一部事務組合の一般的なメリット
 - (2) 一部事務組合の一般的なデメリット
- 2 指定管理者による管理について
 - (1) 指定管理者制度
 - (2) 国土交通省の通知
 - (3) 指定管理者制度の一般的なメリット・デメリット
 - (4) 民間事業者が指定管理者になる場合の一般的なメリット・デメリット
 - (5) 外郭団体（第三セクター）が指定管理者となる場合の一般的なメリット・留意点

占用・加工関係等分科会報告〔骨子〕(案)

占用・加工関係事務について

占用許可審査基準の準則について

- 1 各団体の審査基準の制定状況及び内容について
- 2 県の占用許可基準の概略について
- 3 各団体の瑕疵担保責任に対する考え方について
- 4 準則の活用方法について
- 5 新たな準則の作成について
 - (1) 基本的には準則に必要な許可物件は、県の基準を修正及び加除
電柱、電話柱、支柱、支線
広告塔
地下埋設管路
等約40項目
 - (2) 特殊物件の取り扱いについて
 - (3) 占用物件の建築限界について

審査時のチェックリスト等の作成について

チェックリストの内容について

- (1) チェックリストは占用許可と加工承認に区分し、各共通事項の他、主要物件別に作成
 - 占用許可関係の主要物件
電柱等、埋設管、上空線、その他のもの
 - 加工承認関係の主要物件
乗り入れ、法面の加工、雨水排水接続等
- (2) チェックポイントの決定について
 - 県の許可基準等から重要ポイントを取捨選択
 - 県の許可基準等がないもので新たに必要なものをピックアップ

通達の見直しについて

舗装復旧にかかる通達の見直しについて

- ・ 占用許可、加工承認にかかる舗装復旧の範囲を明文化

V. (地域会議) 調整会議・検討会議の開催状況(H21年度)

県民センター	調整会議の主なテーマ	検討会議のテーマ
桑名	<ul style="list-style-type: none"> ・トップ会議における地域課題選定 ・検討会議におけるテーマ選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域開発 ・住民と公の距離を近づける条件整備
四日市	<ul style="list-style-type: none"> ・トップ会議における地域課題選定 ・検討会議におけるテーマ選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・定住自立圏構想 ・四日市市の中核市移行 ・コミュニティバス等の効果的な運用
鈴鹿	<ul style="list-style-type: none"> ・トップ会議における地域課題選定 ・検討会議におけるテーマ選定 ・「^{うま}美し国おこし・三重」について 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちかど博物館を活かしたまちづくり ・鈴鹿亀山地域における文化財の保存・活用に向けた連携 ・鈴鹿亀山地域における情報発信と物産振興
津	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会議におけるテーマ選定 ・県政に対する要望 	<ul style="list-style-type: none"> ・津市総合計画と連携した特色ある地域づくり ・「^{うま}美し国おこし・三重」の取組の推進
松阪	<ul style="list-style-type: none"> ・トップ会議における地域課題選定 ・定住自立圏構想について 	<ul style="list-style-type: none"> ・「^{うま}美し国おこし・三重」の推進 ・超高齢化地域対策（山里の未来創造事業）
伊勢	<ul style="list-style-type: none"> ・トップ会議における地域課題選定 ・検討会議におけるテーマ選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ対策行動計画の策定 ・「^{うま}美し国おこし・三重」を活用した地域づくり ・伊勢志摩の観光振興 （世界新体操選手権大会期間中の外国人プレス対応）
伊賀	<ul style="list-style-type: none"> ・トップ会議における地域課題選定 ・検討会議におけるテーマ選定 ・県立高校の再編活性化について 	<ul style="list-style-type: none"> ・定住自立圏構想 ・「^{うま}美し国おこし・三重」の諸問題の検討
尾鷲	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会議におけるテーマ選定 ・定住自立圏構想について ・「^{うま}美し国おこし・三重」について 	<ul style="list-style-type: none"> ・県と市町の情報共有の仕組みづくり ・防災体制の強化
熊野	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会議におけるテーマ選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・紀南中核的交流施設を核とした集客交流の推進 ・紀宝町災害見守り体制の構築支援 ・熊野地域における移住・交流の推進

平成 21 年度 『県と市町の地域づくり連携・協働協議会』 県民センター別開催状況

桑名県民センター

調整会議

- ・「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(以下、「協議会」という。)の仕組みについて情報共有を行った。
- ・検討会議を「地域開発」と「住民と公の距離を近づける条件整備」の 2 テーマで設置することを決定した。
- ・トップ会議の地域で選定する課題について検討を行った。
- ・「定住自立圏等民間投資促進交付金」の情報共有を行った。

検討会議

地域開発

【目標】

地域開発に係る現状、課題及び解決策を含めた県への提言書の作成。

【検討項目の現状及び課題】

工業用地需要に対し、既存の工業用地の大部分が立地済みとなっており、市街化調整区域を含めた工業用地の開発が課題となっている。今後、工業団地、企業誘致については時間的な問題も含めた企業ニーズに的確に対応する必要がある。

【取組状況】

第 1 回検討会議

- ・検討内容、進め方(スケジュール)等について検討を行った。
- ・市町の現状認識、課題、解決策についての報告を求めた。

【今後の方針】

地域開発に関連する県関係部局に検討会議への参加要請を行い、提言書作成に向けての課題や解決策の整理、検討を行う。

住民と公の距離を近づける条件整備

【目標】

住民の地域活動等への参加を促すための手法や仕組等が実施されている。

【検討項目の現状及び課題】

地域の課題を解決するためには、より多くの多様な担い手の参加が必要であると考えられる。地域づくりに関心の薄い人々の参加をどう促していくかの環境づくりの構築が必要である。

【取組状況】

第1回検討会議を11月に開催予定。

四日市県民センター

調整会議

- ・トップ会議の地域で選定する課題について検討するとともに、各首長の意向を反映した進め方について確認した。
- ・検討会議の具体的なテーマの設定について議論し、市町提案の2テーマと県提案の2テーマの中から、今年度のテーマを「四日市市の中核市移行」、「定住自立圏構想」、「コミュニティバス等の効果的な運用」とすることを決定した。

検討会議

四日市市の中核市移行

【目標】

移行についての作業状況や課題が各市町で共有されていること。

【検討項目の現状及び課題】

四日市市は中核市への移行を表明しており、同市と関わりの深い三河地域の各町にはさまざまな影響があると想定されるため、こうした情報を共有し、必要な議論を行う場が求められている。

【取組状況】

四日市市と県民センターを構成員とし、菰野町、朝日町、川越町、県関係部局をオブザーバーとする検討会議を設けることで合意した。

第1回検討会議

- ・中核市制度の概要と移行に向けての課題について情報共有を行った。

【今後の方針】

中核市移行に向けての作業や課題について、情報共有や検討を行っていく。

定住自立圏構想

【目標】

各市町が制度導入について判断する際の課題等の項目を明確にすること。

【検討項目の現状及び課題】

広域市町村圏が廃止され、新たな広域連携の手法が求められているが、当圏域にとって定住自立圏構想がそれに代わるものとして有効であるか、総合計画の策定期間に併せて、調査、研究を行う必要がある。

【取組状況】

四日市市、菰野町、朝日町、川越町、県地域づくり支援室及び県民センターを構成員とした検討会議を設けた。

第1回検討会議

- ・目標設定、今後の具体的な検討手法について意見交換を行った。

【今後の方針】

連携の現状、先行事例、メリット・デメリット等について調査、研究を行い、制度導入の有効性を検討していく。

コミュニティバス等の効果的な運用

【目標】

各市町のコミュニティバス等の運行状況を情報共有し、共通する課題を設定し検討すること。

【検討項目の現状及び課題】

コミュニティバス等による公共交通網の整備には、各市町が個別に取り組んでいる。取組方法や課題などを各市町間で共有し、ともに議論を深めることが、今後の事業の効果的な運用に有効である。

【取組状況】

四日市市、菰野町、朝日町、川越町、県交通政策室及び県民センターを構成員とした検討会議を設けた。

第1回検討会議

- ・費用対効果の向上などを目的としたさまざまな手法等について、今後さらに研究を続けることを合意した。

【今後の方針】

デマンド型のバス・タクシーなど、コミュニティバス等の代替手段となりうる取組について理解を深めていく。

鈴鹿県民センター

調整会議

- ・鈴鹿亀山地域会議における取組の進め方について意見交換を行った。
- ・トップ会議における地域課題の抽出方法等に関する意見交換を行った。
- ・検討会議で協議する課題の抽出方法等について協議した。
- ・3つの検討会議、「まちかど博物館を活かしたまちづくり」、「鈴鹿亀山地域における文化財の保存・活用に向けた連携」、「鈴鹿亀山地域における情報発信と物産振興」の設置を決定した。
- ・「美し国おこし・三重」の情報共有を行った。

検討会議

まちかど博物館を活かしたまちづくり

【目標】

(平成 21 年度の目標)

まちかど博物館の館数が増え、住民主体のイベントが開催されることによって、まちかど博物館を活かしたまちづくりの推進を目指す。

- ・まちかど博物館の設置館数、住民主体によるイベント開催数等

(最終目標)

- ・(5年後を目途に)まちかど博物館が設置された地区同士で連携した取組が展開されている。
- ・まちかど博物館の数が増え、各地区においてまちかど博物館を活かした住民主体のまちづくりが行われている。
- ・「鈴鹿亀山地域まちかど博物館連絡協議会(仮称)」を設置する。

【検討項目の現状及び課題】

- ・鈴鹿亀山地域においては、数年前から住民主体によるまちかど博物館を活かしたまちづくりの取組が始まったことから、このような取組を地域づくり連携の要ととらえ、地域住民への周知・啓発を一層推進する必要がある。
- ・現在設置されているまちかど博物館の館数は、まちづくりの取組に活かしていくための必要十分な数にまで至っていない。

【取組状況】

第1回検討会議

- ・まちかど博物館や来場者の数を増やすため、周知・啓発のための取組等について検討を行った。

【今後の方針】

- ・館数や来場者数を増やすため、住民主体による周知、啓発イベント等への支援を実施していく。
- ・まちかど博物館を設置した地区が連携した取組を展開するため、「鈴鹿亀山地域まちかど博物館連絡協議会(仮称)」の設置に向けた検討を行う。

鈴鹿亀山地域における文化財の保存・活用に向けた連携

【目標】

鈴鹿市と亀山市双方の市民を対象とした報告会などのイベントが開催され、地域で連携した歴史文化遺産の保存・活用にかかる周知・啓発等の推進を目指す。

- ・双方の市民を対象とした報告会等のイベント開催回数

【検討項目の現状及び課題】

- ・鈴鹿亀山地域には、日本の古代、中世、近世、近代における重要で貴重な歴史文化遺産に恵まれている。これらの歴史文化遺産の中には、市域を越えて相互に関連し、時代背景を同じくするものが多く存在する。
- ・これらの歴史文化遺産の保存・活用や周知・啓発を協働するとともに、地域が一体となった広域的なまちづくりに活かしていくことが望まれている。

【取組状況】

第1回検討会議

- ・地域の関係機関が連携した鈴鹿亀山地域の歴史文化遺産の啓発方法などについて検討した。

【今後の方針】

鈴鹿亀山地域の歴史文化遺産が貴重な資源として地域住民により一層認知されるよう、地域の関係機関が連携し、活用・啓発等の実施方法を検討していく。

鈴鹿亀山地域における情報発信と物産振興

【目標】

イベントにおいて連携した取組が実施され、鈴鹿亀山地域の情報発信や物産振興の推進を目指す。

- ・連携した取組が実施されたイベントの数

【検討項目の現状及び課題】

- ・鈴鹿亀山地域は、製造業や農業が盛んであるとともに、豊かな自然や歴史・文化・観光など多くの資源に恵まれている。
- ・新名神高速道路の建設など広域的な交通網の整備が進み、県内外の地域間交流が一層促進される環境が整いつつある。
- ・地域の資源を生かした活力あるまちづくりを推進していくには、鈴鹿亀山地域が一体となって豊富な資源や魅力を県内外に対して一層積極的に発信していくことが望まれる。

【取組状況】

第1回検討会議

- ・鈴鹿亀山地域における地域資源や魅力の情報発信、物産振興等の取組について検討した。

【今後の方針】

イベント等における観光PRや物産振興のブース出展等について検討する。

津県民センター

調整会議

- ・協議会の進め方について意見交換を行い、検討会議のテーマを「津市総合計画と連携した特色ある地域づくり」、「『^{うま}美し国おこし・三重』の取組の推進」の2テーマで設置することを決定した。
- ・津市が行う県政要望の内容について、要望項目を所管する市の各部長等が説明を行い、県の関係事務所長と意見交換を実施した。

検討会議

津市総合計画と連携した特色ある地域づくり

【目標】

県と市による地域づくり事業の連携・協働推進並びにその仕組みづくり

【検討項目の現状及び課題】

津市では、総合計画の重点的取組のひとつとして、「地域かがやきプログラム」により、市内4つのエリアごとの特性・資源を活かした地域づくりに取り組んでいるが、県の実施する事業が津市のこれら事業と重複、もしくは類似するケースもあると考えられる。

そこで、県と津市の関係機関等で構成する検討会議を開催し、県と津市が、連携・協働して事業を実施することによって実施事業の効率化を図り、効果の増大をめざす。

また、これによりトップ会議で津市から提案があった、津市と県が相互に調整機能を有する総合窓口的な機能が設置され、さまざまな課題に応じた調整を図っていくことも可能となる

【取組状況】

第1回検討会議

具体的な検討項目、会議の構成員、今後の取組について検討を行った。

「街道・ウォーキング事業」(全エリア)

「健康で元気な人づくり事業」(南部エリア)

- ・地域コミュニティ形成事業

9月から始まる事業について県も支援し、必要に応じて検討会議を

開催すること等を決定した。

「自然の恵みの価値創造事業」(南部エリア)

- ・森林セラピー基地事業
- ・二地域居住等推進事業

これまでの検討を踏まえ、津市が10月に開催する東京でのイベントや10月18日の津市森林セラピー基地グランドオープン記念行事等を情報発信の機会と捉えて連携して取り組むとともに、今後の事業の推進について検討を行なった。

【今後の方針】

検討会議において、津市の「地域かがやきプログラム」等の事業担当である各エリアの総合支所の職員と県関係部署の職員が、それぞれの取組について情報共有や課題の解決等に向けた制度・仕組みの整理を行う。

「^{うま}美し国おこし・三重」の取組の推進

【目標】

「^{うま}美し国おこし・三重」の取組が本年度から本格的にスタートしたことから、推進のための諸調整を行うことにより、円滑な事業展開を図る。

【検討項目の現状及び課題】

「^{うま}美し国おこし・三重」では、住民による自発的な地域づくりを、県と市町が連携して支援することとしているが、取組の推進に向けては、津県民センター管内と津市の市域は同一であることから、双方がより一層、協働・連携して取り組む必要がある。

【取組状況】

津県民センター管内において、津市と連携して、座談会・説明会を17回開催している。

第1回検討会議

・津市美杉町の竹原地域では、県のきっかけづくり事業と連携した地域づくりを進めており、地域住民が地域活性化協議会を設立して具体的な取組みに向けた協議を行っている。「^{うま}美し国おこし・三重」の取組について、当協議会へ説明を行うとともに、きっかけづくり事業等と連携をした今後の地域づくりの取組の支援について検討を行った。

【今後の方針】

今後も津市と連携・協働しながら、パートナーグループの登録を進めるほか、
“拡大座談会”や“「対話」する大会”等を開催するなど、「^{うま}美し国おこし・三重」の取組を推進していく。

松阪県民センター

調整会議

第1回調整会議

- ・協議会の進め方やトップ会議の開催について意見交換を行った。
- ・検討会議を「『^{うま}美し国おこし・三重』の推進」、「超高齢化地域対策（山里の未来創造事業）」の2テーマで設置することを決定した。
- ・各市町の共通課題である定住自立圏構想について、調整会議を中心に勉強を進め、今後、必要があれば検討会議を新たに設けることとした。

検討会議

「^{うま}美し国おこし・三重」の推進

【目標】

管内各市町から「^{うま}美し国おこし・三重」を活用したパートナーグループが登録され、地域での取組がスタートしている。

【検討項目の現状及び課題】

管内で座談会を開催した結果、各市町のパートナーグループが登録されたところであるが、今後は、ワールドカフェ方式の拡大座談会を開催するなどグループ間の連携に向けて、取組を進める必要がある。

【取組状況】

座談会の開催手法や個々の団体の事例にも呼応してきめ細かな対応を市町と協働で行ったことから、当初目標であった各市町からのパートナーグループの登録が達成できた。

【今後の方針】

「^{うま}美し国おこし・三重」の推進に向けて県と市町との連携は欠かせないことから、更に連携・協働する場を設定するとともに、共通理解をより深めるため、先行団体のベンチマークや研修会の実施に向けて検討会議を活用して取り組んでいく必要がある。

超高齢化地域対策（山里の未来創造事業）

【目標】

松阪市の過疎や辺地での地域住民が主体となった活性化振興策の展開を最終目標として、地域住民との協働を基軸に3カ年で順次展開する。

初年度の平成21年度は、課題の抽出や施策展開に向けての組織体制を発足させ、翌年度の平成22年度は、各地域に見合った研究会の発足、各地域の振興策を検討・作成する。最終の平成23年度には、各地域での振興策が展開され、それらを支える支援体制を構築する。

【検討項目の現状及び課題】

持続可能な地域振興策を図るには、行政主導の施策展開から脱却し、地域住民の皆さんが主役となって、主体的に振興策を進める必要がある。しかし、過疎化等が進む中で、地域づくりの担い手は限られており、地域住民にとっては不安と共に負担感を感じている。

【取組状況】

第1回検討会議

- ・具体的な実践（例えば、都市住民のニーズを把握するためのモニター交流会や田舎暮らし体験等の開催など）を通して地域住民と行政が協働することにより、互いの信頼関係を構築するとともに、外部の視点から地域資源の把握等進めて地域住民の参画を促し、自主的な地域づくりの展開を目指して取り組むこと等を決定した。

【今後の方針】

今年度は推進体制を固めることを主軸に、住民との協働を行うシンボリックな実践に向けて、具体的な検討を始める。

伊勢県民センター

調整会議

- ・地域会議の運営方法、スケジュールについて調整するとともに、検討会議を

「新型インフルエンザ対策行動計画の策定」、「『^{うま}美し国おこし・三重』を活用した地域づくり」、「伊勢志摩の観光振興（世界新体操選手権大会期間中の外国人プレス対応）」の3テーマで設置することを決定した。

- ・トップ会議の開催に向けて地域で選定する課題等の調整を行った。

検討会議

新型インフルエンザ対策行動計画の策定

【目標】

平成 21 年度中に南勢志摩管内のすべての市町が新型インフルエンザ対策行動計画（社会対応版）の策定を進めることを目標とする。

【検討項目の現状及び課題】

新型インフルエンザの世界的な大流行（パンデミック）に対し、地方自治体が行うべき社会的な対応について、あらかじめ自らの危機管理体制を整え、住民に対して理解と協力を求める必要がある。

南勢志摩管内で、新型インフルエンザ対策行動計画（社会対応版）未策定の市町においても、住民生活の被害を最小限に抑えるために、地方自治体としての具体的な取り組みを記載し、新型インフルエンザが発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うことが必要である。

【取組状況】

第 1 回検討会議

- ・管内で既に行動計画（社会対応版）を策定している伊勢市の事例について情報共有を行うとともに、県・各市町の新型インフルエンザ対策について情報共有を行った。

【今後の方針】

管内市町の広域的な連携を強化した行動計画（社会対応版）の策定を進めるため、検討会議を適宜開催し、先進事例の情報提供、県・市町間や市町間の情報交換を行う。

「^{うま}美し国おこし・三重」を活用した地域づくり

【目標】

県と市町の情報共有を深め、連携を強化しながら、「^{うま}美し国おこし・三重」を活用した地域づくりの展開について検討を行うことで、自立・持続可能な地域づくりの手法等を探っていく。

【検討項目の現状及び課題】

「^{うま}美し国おこし・三重」オープニングの年であり、取組の認知と理解を広げていくことが重要であるため、県と市町が協働しながら、取組を進めていく必要がある。

【取組状況】

第 2 回調整会議で、各市町の取組状況等について情報共有を行った。

【今後の方針】

調整会議、検討会議を適宜開催し、「^{うま}美し国おこし・三重」を活用した地域づくりの展開について検討を行っていく。

伊勢志摩の観光振興（世界新体操選手権大会期間中の外国人プレス対応）

【目標】

世界的な規模や全国レベルのイベント等を把握し、各市町と連携のうえ、観光振興について検討していくことを目標とする。

【検討項目の現状及び課題】

平成 21 年 9 月 7 日から 13 日にかけて世界新体操選手権三重大会が開催され、多数の外国人プレスが伊勢志摩地域を訪れることから、世界に伊勢志摩の観光をアピールする絶好の機会と捉えて、各市町と県が連携して外国人プレス向けのミニツアーを実施した。

【取組状況】

- ・第 1 回検討会議 平成 21 年 8 月 17 日
- ・第 2 回検討会議 平成 21 年 8 月 24 日
- ・第 3 回検討会議 平成 21 年 9 月 3 日
- ・第 4 回検討会議 平成 21 年 10 月 9 日

ミニツアー実施日程

- ・鳥羽市コース 平成 21 年 9 月 10 日 ミキモト真珠島
- ・伊勢市コース 平成 21 年 9 月 11 日 伊勢神宮・おはらい町

【今後の方針】

伊勢志摩地域で世界的な規模や全国レベルのイベント等が行われる機会があれば、調整会議、検討会議を適宜開催し、各市町と県が連携のうえ観光振興について検討していく。

伊賀県民センター

調整会議

- ・伊賀地域における県立高等学校の再編活性化について、昨年度からの経緯・今後の検討スケジュール等の情報共有を行った。
- ・検討会議を「定住自立圏構想」、「『^{うま}美し国おこし・三重』の諸課題の検討」の 2 テーマで設置することやトップ会議の地域で選定する課題を決定した。
- ・定住自立圏構想について、検討会議における今後の検討内容及びスケジュールを確認した。

- ・「^{うま}美し国おこし・三重」の取組について、4月以降の取組状況や今後の活動内容及びスケジュールを確認した。

検討会議

定住自立圏構想

【目標】

最終目標は、伊賀管内両市が定住自立圏構想に基づく圏域として伊賀圏域を形成すること。

今年度は、定住自立圏構想に基づく圏域形成に向けて、両市が連携して取組を進めること。

【検討項目の現状及び課題】

伊賀管内の両市においては、伊賀は一つという思いから、様々な分野にて補完・協力の関係を構築し、広域事務組合を中心に取り組んできており、圏域形成の素地はできている。

その中でも医療の分野では、3病院を中心に連携を行い、二次救急の輪番制を実施してきたが、財政負担、医師不足等の状況から継続して住民サービスを行うことが困難な状況である。

【取組状況】

第1回検討会議

- ・両市担当者に定住自立圏構想の概要説明を実施。その後、各首長へ事業概要の説明をそれぞれ実施し、定住自立圏構想への理解及び両市がともに圏域形成に向けて検討していく事を確認した。

【今後の方針】

先行実施団体の取組内容や状況を踏まえて、圏域形成に向けて議論を進めて行く。

「^{うま}美し国おこし・三重」の諸課題の検討

【目標】

拡大座談会及び対話する大会の実施

【検討項目の現状及び課題】

開催方法・内容等について県と市町が連携して検討を始めている。

【取組状況】

第1回検討会議

- ・両市の担当者及び地域プロデューサーとともに、「^{うま}美し国おこし・三重」の進捗状況、市の地域づくり施策の確認等情報共有を行い、今後の市事業との調整やパートナーグループの登録状況を考慮に入れ効果的な開催方法等についての検討を実施した。

【今後の方針】

参加者にとって効果的な座談会とするため、引き続き開催時期・内容等の検討を行う。

尾鷲県民センター

調整会議

検討会議の進め方を検討するとともに、「^{うま}美し国おこし・三重」を活用した地域づくり、「定住自立圏構想の推進」について情報共有を行うことで調整した。

検討会議

県と市町の情報共有の仕組みづくり

【目標】

より有機的、持続的な施策展開を行うため、情報共有の仕組みをつくる。

【検討項目の現状及び課題】

国や県、市町、財団等、地域づくりにとって有益な施策がたくさんあるにも関わらず相互連携が少ないため、次の施策展開が困難な場面が生じている。より有機的、持続的な施策展開のための包括的な情報共有の仕組みが必要である。

【取組状況】

第1回検討会議

- ・市町と情報共有についての課題を洗い出した。

【今後の方針】

- ・解決策（ルール、しくみ）の検討、整理する。
- ・1分野について仕組みのモデルケースを構築していく。

防災体制の強化

【目標】

市町の総合的な災害対応能力向上のため、防災担当以外の課も図上訓練を実施していること。

【検討項目の現状及び課題】

防災担当課においては、災害対応の訓練を災害時は防災担当室だけでは対応が困難であるため、担当室以外の課においても訓練を実施し、

全庁的に災害対応能力を高めることが必要である。

【取組状況】

第1回検討会議

市町担当者と実施時期、内容について打合せを行った。

【今後の方針】

- ・訓練実施結果を踏まえつつ、防災担当課と訓練内容、対象課等を検討する。
- ・市町の防災担当課以外の課も含めた訓練を実施していく。

熊野県民センター

調整会議

- ・各テーマについて検討会議のテーマとして取り上げることで合意を得た。
 - 紀南中核的交流施設を核とした集客交流の推進
 - 紀宝町災害見守り体制の構築支援
 - 熊野地域における移住・交流の推進

検討会議

紀南中核的交流施設を核とした集客交流の推進

【目標】

集客交流に向けた課題を抽出し、県市町が連携して、課題解決に向けて具体的対策を検討する。（紀南中核的交流施設（里創人熊野倶楽部）の活用を中心とした対策を提案していく。）

【検討項目の現状及び課題】

当地域は、近年、集客交流の促進に向け、県市町共に取り組んでいるが、宿泊滞在型の集客交流に関して、情報共有、課題抽出、対策実施、検証といった一連の取組にかかる評価の流れが確立されていない。

今年度の紀南中核的交流施設のオープンに際し、滞在型の集客交流に対する具体的課題への県市町、施設が一体となった取組が必要となっている。

【取組状況】

第1回検討会議

- ・熊野市、御浜町、紀宝町の担当部局を構成員として、検討会議の意義、重要性に関し、県と市町で意識の共有化を行った。以降、随時に、メールを活用して、関係者間で情報共有を行っている。

第2回検討会議

- ・熊野市、御浜町、紀宝町の担当部局を構成員として、集客交流の推進を目的とした連絡体制の設置を行った。今後については、当該連絡体制に

基づき、検討会議を開催し、具体的課題の抽出と解決に向け、議論していくこととした。

【今後の方針】

検討会議を開催し、情報共有、課題の抽出、具体的対策の提案に取り組むとともに、次年度以降の取組を検討していく。

紀宝町災害見守り体制の構築支援

【目標】

紀宝町が把握する、いわゆる災害時要援護者について、その50%以上に支援者を設定する。

【検討項目の現状及び課題】

「災害時要援護者」を地域住民全体で見守り、災害時に犠牲者を出さないため、平成20年に紀宝町、紀宝町社会福祉協議会、紀宝町民生委員児童委員協議会を中心として「紀宝町災害見守り体制連絡協議会」が発足した。

災害時にスムーズに要援護者を救援し、災害後も支援していくには、一人ひとりの要援護者を把握し、リストアップしておく必要があるほか、各要援護者別に担当する救援・支援者を事前に決めておく必要がある。

【取組状況】

第1回検討会議

・管内市町のモデル的取組として、検討会議で実施していくことや今後の進め方について確認した。

第2回検討会議

・検討会議の取組事業（講演会・研修など）について意見交換を行った。

第3回検討会議

・目標設定について議論し、リストアップした災害時要援護者に対し、50%以上の支援者を設定することが提案された。

第4回検討会議

・災害時要援護者支援の取組の進捗状況を確認するとともに、講演会・研修の実施に向けた具体的内容を打ち合わせた。

第5回検討会議

・能登半島地震を経験した輪島市の社会福祉協議会職員を招いて講演会を行い、パネルディスカッションを行った。

【今後の方針】

災害時要援護者のリストアップのほか、より実効的な支援体制を構築していくためには、防災関係者の一層のレベルアップが有効であるため、こ

れまでに議論した防災講演会・防災研修の開催に取り組むほか、引き続き検討会議を開催し、協議を進めていく。

- ・防災研修・・・防災関係者が兵庫県に出向き、施設見学や講演受講、意見交換による研修を行う。

熊野地域における移住・交流の推進

【目標】

熊野地域における移住・交流を推進していくために解決すべき課題を抽出し、当地域の実情にあった取組方向を検討するとともに、今後の移住・交流の戦略策定の基礎となる、地域にもたらす影響や貢献度等の評価方法等を作成する。

【検討項目の現状及び課題】

熊野地域では、移住・交流の取組について、まだ手探りの状態であり、今後、地域のビジョンを共有しながら、以下の課題に取り組んでいく必要がある。

- ・滞在用空き家などの整備を含めた受け入れ体制の整備
- ・地域の特性に応じた、魅力ある体験・交流メニューの整理
- ・熊野地域への移住に資する戦略的な情報発信
- ・移住・交流事業がもたらす地域への経済効果等の把握

【取組状況】

第1回検討会議

- ・会議の検討内容や今後の進め方について確認した。

第2回検討会議

- ・地域における取組の情報共有及び課題の抽出を行った。

第3回検討会議

- ・課題解決の糸口を見つけるため、移住・交流の取組が進んでいる和歌山県古座川村の「ふるさと回帰センター」において、定住対策の取組状況、定住促進のための制度のあり方等について視察を実施した。

【今後の方針】

これまでの検討会議で議論した課題や、視察先で得た情報の整理を行い、上記課題の検討を行う。

參考資料

県と市町の地域づくり連携・協働協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、県と市町の地域づくり連携・協働協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県と市町が連携の強化をはかり、協働して地域づくりの基盤を整備し、地域づくりを推進することにより、地域主権社会の実現を目指すものとする。

(協議等事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議又は研究する。

- (1) 地域づくりにおける県と市町の連携・協働及び適正な役割分担のあり方に関する事項
- (2) 地域主権社会の実現に向けた県から市町への分権に関する事項
- (3) 県と市町における行政分野の専門性の向上に寄与する事項
- (4) その他協議会の目的達成のために情報共有及び検討が必要な事項

第2章 組織

(協議会の構成及び運営)

第4条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 協議会における会議は、全県的な政策課題等を取り扱う全県会議、及び各地域における地域課題等を取り扱う地域会議で構成する。

3 協議会の運営は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会が協働して行うものとする。

4 会議、会議録及び会議に提出した文書は公開とする。

5 会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 三重県知事
- (2) 副会長 三重県市長会会長、三重県町村会会長及び三重県政策部を担任する副知事

(役員の職務)

第 6 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(事務局)

第 7 条 協議会の事務局は、三重県政策部に置く。

2 次条に規定する全県会議は政策部担当室が所管し、第 15 条に規定する地域会議は県民センター担当室が所管する。

第 3 章 全県会議

(全県会議)

第 8 条 全県会議は、総会及び第 13 条に規定する調整会議(以下この章において「調整会議」という。)で構成する。

2 全県会議には、第 3 条に規定する事項の協議等を行うため、調整会議の決定に基づき第 14 条に規定する検討会議(以下この章において「検討会議」という。)を設置することができる。

(総会)

第 9 条 総会は、会長が招集する。

(総会の決定事項)

第 10 条 総会は、次に掲げる事項について決定する。

(1)第 3 条の規定による協議等事項の対応方針

(2)前号の規定によるもののほか、協議会の運営に関する重要事項で、会長が必要と認める事項

(総会の議長)

第 11 条 総会の議長は、会長が指名する者とする。

(総会の定足数)

第 12 条 総会は、協議会の構成員(又はその代理人)の半数以上の者が出席しなければ、開会することができない。

(調整会議)

第 13 条 調整会議は次に掲げる事項について決定又は協議する。

(1)第 3 条に規定する事項に係る具体的な協議内容等

(2)第 8 条第 2 項の規定による検討会議の設置

(3)第 10 条に規定する総会における決定事項及び総会への報告事項

(4)第 17 条に規定する地域会議の調整会議への提案事項

- 2 調整会議は、市町企画担当課（室）、三重県部局主管室及び県民センター担当室の職員で構成する。
- 3 調整会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 調整会議は、三重県政策部担当室長が招集する。

（検討会議）

第 14 条 検討会議は、調整会議の決定により設置し、定められた事項について協議等を行う。

- 2 検討会議は、協議等に関係する市町、三重県部局及び県民センターの職員で構成する。
- 3 検討会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 検討会議は、構成する者の中から互選された代表者が招集する。
- 5 前各項に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、調整会議で別に定める。

第 4 章 地域会議

（地域会議）

第 15 条 地域会議は、トップ会議及び第 17 条に規定する調整会議（以下この章において「調整会議」という。）で構成する。

- 2 地域会議には、第 3 条に規定する事項のうち地域における課題について協議等を行うため、調整会議の決定に基づき第 18 条に規定する検討会議（以下この章において「検討会議」という。）を設置することができる。
- 3 地域会議は、原則として県民センターを単位として開催するが、協議等を行う課題に応じて、複数の県民センター又は個別の市町等を単位として開催することができる。

（トップ会議）

第 16 条 トップ会議は、第 3 条に規定する事項のうち地域における課題について、包括的な意見交換を行い、県と市町のパートナーシップの構築や相互理解を促進するため開催する。

- 2 トップ会議は、原則として県民センター管内の市町長、三重県知事及び県民センター所長で構成する。
- 3 トップ会議は、必要に応じて別表に掲げる者及び前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 トップ会議は、県民センター所長が招集する。

(調整会議)

第 17 条 調整会議は次に掲げる事項について決定又は協議する。

- (1)第 3 条に規定する事項のうち地域における課題に係る具体的な協議内容等
- (2)第 15 条第 2 項の規定による検討会議の設置
- (3)第 16 条に規定するトップ会議への報告事項
- (4)第 13 条に規定する全県会議の調整会議への提案事項
- (5)その他協議会の目的達成のために地域において県と市町の調整が必要な事項

- 2 調整会議は、県民センター管内の市町関係部課（室）長、県民センター所長及び県民センター担当室長で構成する。
- 3 調整会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 調整会議は、県民センター所長が招集する。

(検討会議)

第 18 条 検討会議は、調整会議の決定により設置し、定められた事項について協議等を行う。

- 2 検討会議は、協議等に関係する県民センター管内の市町、県民センター及び三重県の地域機関等の職員で構成する。
- 3 検討会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 検討会議は、県民センター担当室長が招集する。

(その他)

第 19 条 第 15 条から前条までに定めるもののほか、トップ会議、調整会議及び検討会議の運営に関し必要な事項は、調整会議で別に定める。

第 5 章 経費等

(経費)

第 20 条 協議会の運営に係る経費は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会の三者が負担し、その負担割合は三者が協議し決定する。

(雑則)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 2 1 年 2 月 1 0 日から施行する。

(県と市町の新しい関係づくり協議会規約の廃止)

第 2 条 「県と市町の新しい関係づくり協議会規約(平成 18 年 4 月 1 日制定)」
は、これを廃止する。

(経過措置)

第 3 条 この規約の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以前に
「県と市町の新しい関係づくり協議会規約」第 14 条第 1 項の規定により設置
された検討部会は、施行日以後において、第 14 条の規定により設置された検
討会議とみなす。

2 この規約の施行日以前に、三重県が定めた「県と市町の地域づくり支援会
議設置要綱(平成 19 年 5 月 22 日制定)」第 6 条の規定により設置された課
題会議は、施行日以後において、第 18 条の規定により設置された検討会議
とみなす。

附 則

この規約は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

別 表（第 4 条、第 5 条、第 16 条関係）

県と市町の地域づくり連携・協働協議会 名簿

役職名		役職名	
会 長	三重県知事		三重県知事
副会長	三重県市長会会長		三重県副知事
	三重県町村会会長		政策部長
	三重県副知事		政策部理事（地域支援担当）
委 員 (市町)	津市長	委 員 (県)	政策部理事（「美し国おこし・三重」担当）
	四日市市長		政策部東紀州対策局長
	伊勢市長		総務部長
	松阪市長		防災危機管理部長
	桑名市長		生活・文化部長
	鈴鹿市長		健康福祉部長
	名張市長		健康福祉部理事
	尾鷲市長		健康福祉部こども局長
	亀山市長		環境森林部長
	鳥羽市長		環境森林部理事
	熊野市長		農水商工部長
	いなべ市長		農水商工部理事
	志摩市長		農水商工部観光局長
	伊賀市長		県土整備部長
	木曾岬町長		県土整備部理事
	東員町長		会計管理者兼出納局長
	菰野町長		企業庁長
	朝日町長		病院事業庁長
	川越町長		教育長
	多気町長		警察本部長
	明和町長		桑名県民センター所長
	大台町長		四日市県民センター所長
	玉城町長		鈴鹿県民センター所長
	度会町長		津県民センター所長
	大紀町長		松阪県民センター所長
	南伊勢町長		伊勢県民センター所長
	紀北町長		伊賀県民センター所長
	御浜町長		尾鷲県民センター所長
紀宝町長	熊野県民センター所長		

(全県会議) 検討会議の運営に関する規程

(趣旨)

第 1 条 県と市町の地域づくり連携・協働協議会(以下「協議会」という。)規約第 14 条第 5 項の規定により、協議会の全県会議に設置する検討会議(以下「検討会議」という。)の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

(所掌事項)

第 2 条 検討会議は、協議会規約第 3 条の規定による協議等事項のうち、調整会議で決定された事項を専門的に協議又は研究する。

(組織)

第 3 条 検討会議は、県及び市町の職員で構成する。ただし、必要に応じて学識経験者を構成員又は助言者として招聘することができる。

- 2 検討会議に代表及び副代表を置く。
- 3 検討会議の代表及び副代表は、検討会議の構成員の互選により選任する。
- 4 検討会議は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(代表及び副代表の職務)

第 4 条 代表は、検討会議を代表し、会務を総理する。

- 2 代表は、協議等事項についての意見調整に努めなければならない。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(検討会議の開催)

第 5 条 検討会議は、代表が招集する。

- 2 検討会議は、必要に応じて第 3 条の規定による構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協議等計画書の作成)

第 6 条 検討会議は、協議会会長から指示を受けた事項について、別紙様式 1 により「協議等計画書」を作成しなければならない。

(協議等経過報告書の作成)

第 7 条 検討会議は、前条の規定による「協議等計画書」に沿って協議等を行うとともに、別紙様式 2 により「協議等経過報告書」を協議等の都度作成しなければならない。

(協議等経過及び結果の報告)

第 8 条 検討会議は、第 6 条及び前条の規定による「協議等計画書」及び「協議等経過報告書」をもとに、協議等経過及び結果を直近に開催する協議会総会に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

この規程は、平成 2 1 年 5 月 1 8 日から施行する。

検 討 部 会 協 議 等 計 画 書

協議等テーマ	
目 的	
検討事項	
具体的な協議等スケジュール	
メンバー	

別紙様式2（第7条関係）

検討部会協議等経過報告書

日時・場所	
参加者	
議題	
意見の概要	
決まったこと	
その他	
次回開催日・場所	
作成者	